

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

厚生委員長 宍 戸 治 重

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年2月4日
- (2) 令和4年3月7日
- (3) 令和4年3月28日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第2号 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例

この議案は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、子育ての支援に資するため、提案されたものであります。

2 議案第7号 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、全ての義務教育就学児の医療費の助成における所得制限を撤廃するほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・高校生等について所得制限を設定しないこととした考え方と本条例制定に伴う本市財政への影響について
- ・中学生について所得制限を撤廃することとした考え方と本条例改正に伴う本市財政への影響について
- ・助成の範囲から一部負担金の控除を廃止した場合における本市財政への影響について
- ・高校生等の医療費の助成に関する条例に係る対象者の範囲と対象者への周知について
- ・高校生等の医療費の助成に係る現金給付手続の事務負担について
- ・東京都高校生等医療費助成制度事業の検討状況と制度設計及び本市が先行して高校生等の医療費を助成することとした経緯について
- ・他市区における義務教育就学児・高校生等医療費助成制度の現状について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（制定）及び三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要
- ・三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則（案）
- ・三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年三鷹市条例第12号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第2号、議案第7号についてそれぞれ採決いたしました結果、以上2件については、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第8号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案は、課税限度額、所得割額の算定割合及び均等割額を改めるとともに、未就学児に係る均等割額を減額するほか、結核医療給付金の支給要件の改正その他規定の整備をするため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・国民健康保険税改定の算定根拠と低所得者への配慮について
- ・区市町村標準保険料率の算定に係る本市の所得指数の分析について
- ・国保財政健全化計画の達成状況とその他一般会計繰入金の今後の見込みについて
- ・他市区における国民健康保険税（料）率及びその他一般会計繰入金との比較分析について
- ・未就学児に係る均等割額の軽減の財源措置と被保険者の負担軽減に向けた本市独自の取組について
- ・国民健康保険税の滞納世帯と新型コロナウイルス感染症に伴う減免申請の状況について
- ・被保険者数の減少と1人当たりの医療費の増嵩傾向について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）新旧対照表
- ・諮問書
- ・答申書
- ・令和4年度 三鷹市国民健康保険税改定案の内容及び影響額1
- ・令和4年度 三鷹市国民健康保険税改定案の内容及び影響額2
- ・三鷹市国民健康保険税年税額比較表【令和3年度→令和4年度（案）】
- ・未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減
- ・国民健康保険加入者と医療費等の推移
- ・三鷹市国民健康保険税改定の推移
- ・令和3年度国民健康保険税（料）率比較
- ・令和4年度国保事業費納付金及び市区町村標準保険料率（1月本算定）
- ・各保険者の比較
- ・国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）見直しの検討について（依頼）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 前田まい委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

そもそも国民健康保険事業費納付金が高過ぎるから一般会計からの法定外繰入

れを実施せざるを得ないという制度矛盾や国・東京都からの赤字削減・解消計画が問題なのであって、市が多額の法定外繰入れを行ったとしてもなお、厳しい国保財政運営を強いられていることは理解するものである。

全国知事会、全国市長会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。制度の構造的な問題を被保険者の負担増に転嫁することは認められない。

長引くコロナ禍が市民生活に及ぼす影響は大きく、減免申請の状況や未納状況を見ても、被保険者にとって国保税が大きな負担となっていることは明らかであり、コロナ禍での連続しての国保税の引上げは実施すべきではないと考える。国保税の引下げ、せめて据置きや課税限度額のみ改定にとどめることなど、被保険者の負担を最大限抑制する努力を求めるものである。

また、市は、法定外繰入金をこれ以上増やすことは、市民負担の公平性の観点から理解を得られないと言うが、多くの市民が一度は国保に加入するということに鑑みれば、高過ぎる国保税は遅かれ早かれ多くの市民に影響を及ぼすとも言え、市としても、国保財政運営への理解を国保被保険者にとどまらず、広く市民に知らせるべきと考える。

2022年度から始まる未就学児の均等割軽減は、子どもの数だけ保険税が高くなり、まるで人頭税だとの批判がされていた問題がようやく改善に向けて一歩前進するもので、粘り強い住民運動の成果であり、国保税の負担軽減とともに、子育て支援にもつながり、歓迎するものである。未就学児にとどまらない対象の拡大とともに、市に負担が求められた4分の1の財源を国のほうで十分に確保するよう求めるとともに、市としても、全国的に広がっている自治体独自の子どもに係る均等割軽減の拡充を図ることを求める。

また、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象者拡大や支給額の増額を求める。

引き続き、コロナの影響に苦しむ被保険者への丁寧な支援制度の周知、被保険者に寄り添った対応が図られることを期待するものであるが、コロナ禍で苦しむ市民に国保税引上げでさらなる負担増を強いることは認められないため、本議案に反対する。

(2) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

三鷹市の2020年度、国民健康保険税の加入世帯約2万6,200世帯のうち、年収100万円以下の世帯は1万3,200世帯、その中で無収入の世帯は7,700世帯ある。年収100万円以上300万円以下の世帯も8,800世帯ある。つまり国保加入世帯の83%は年収300万円以下の世帯ということとなる。また、滞納になった世帯は

3,685世帯、滞納による差押えは524件あった。滞納になった世帯を課税金額別に見ると、5万円未満は9.03%、5万円から10万円未満は9.38%とそれぞれ1割近い世帯が滞納となっており、低所得の世帯ほど国民健康保険税が負担になっていることがわかる。

2020年度の国民健康保険税の値上げについて、消費税の10%への引上げやコロナウイルスによる経済的影響が非常に大きいと見込まれることから反対した。今回の条例改定の中で、1、今回の課税限度額の引上げは3万円であるが、2020年度の7万円と合わせると計10万円の引上げとなること。2、今回の所得割額の算定割合の引上げは0.5ポイントであるが、2020年度と合わせると計0.8ポイントの引上げであること。3、今回の均等割額の引上げは1,400円であるが、2020年度の2,400円と合わせると3,800円の引上げであること。このように2年前に続いての今回の引上げは、被保険者の負担を増やすことであり、市民生活に大きな影響が出ることが予測される。

国民健康保険の加入者は、高齢者、無収入の人、非正規労働者、フリーランス、自営業者などが多く、負担の増大は即生活に影響することになる。その内訳は、農林水産業3.0%、自営業15.9%、被用者32.0%、その他4.2%、そして無職44.9%ということであった。特に現在、コロナウイルスによる失業者や生活困窮者が増えている中で、医療を受ける権利を保障するためには、負担を増やすどころか減らすことを行うべきである。

2020年度に続く今回の条例改定は、値上げであり、市民の医療を受ける権利を奪う可能性があることから、強く反対する。

以上の討論の後、議案第8号について採決いたしました結果、本件については、可否同数のため委員長裁決により原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 所管事務の調査について

健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。